

公共事業の再評価に係る対応方針

令和 5 年 3 月 9 日

取手市長 藤井 信吾

取手市国土交通省所管補助事業等の公共事業に係る再評価実施要綱第 5 条の規定に基づき、取手都市計画事業取手駅北土地地区画整理事業については、次のとおり対応方針を策定します。

1 対応方針

本事業を継続とします。

2 理由

取手市は「第六次取手市総合計画」や「取手市都市計画マスタープラン」等の上位計画において、取手駅周辺地区を中心市街地とし、本事業を市民生活に必要となる各種都市機能の集積を行い、都市基盤整備を担う重要な事業として位置づけています。

特に、今後ますます進展する少子高齢社会や人口減少社会に対応して、交通利便性の高い地域への都市機能の集約化、また、ゲリラ豪雨や首都直下地震等の大規模災害への対応が求められる中、取手駅西口地区において、都市基盤整備を担う本事業の果たす役割は重要なものとなっています。そうしたことから、電気、通信等のライフラインの地中化、また、都市計画道路の新規築造及び改修によるバリアフリー化の推進等により、安心安全な街づくりを進めてきているところです。

本事業の投資効果においても、「土地地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（案）（平成 21 年 7 月国土交通省策定）」に基づき分析を行い、事業を行わなかった場合と比較し、事業を行った場合の効果は 1.21 倍あるという結果になりました。

さらには、本事業と併せて実施予定の第一種再開発事業を一体的に施行することにより、取手駅周辺地域だけでなく、取手市全体の魅力度を向上させ、今後の発展に寄与することが考えられます。

また、本事業は約 90%の進捗を超え、令和 6 年春頃の供用開始を目指し、新しい取手駅西口交通広場の整備を進めており、路線バスや市内企業の送迎バス車両をはじめ来街車両の輻輳を解消し、交通結節機能の向上が図られるものと期待されているところです。

以上のことから、本事業については要綱第 5 条第 1 号に掲げる基準に合致すると判断します。